

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	大阪市 児童扶養手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、児童扶養手当事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

児童扶養手当事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当事務
②事務の概要	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ①児童扶養手当の資格認定・支給額決定(資格管理)事務 ②児童扶養手当の支給管理事務 ③児童扶養手当の返還金管理事務 ※申請者からの申請に基づき、提出書類や申請者への聞き取り、住民基本台帳の情報等をもとに資格認定を行う。申請者や扶養義務者等の所得情報等をもとに支給額を決定し、支給する。申請者からの申請等に基づき、額改定や資格喪失等を行う。返還金が生じた場合は、納入通知書・督促状等を発行するなどし、収納状況を管理する。年に一度(8月)、受給資格者から現況届の提出を受け、受給資格等を確認する。
③システムの名称	総合福祉システム(児童扶養手当システム)・中間サーバ・統合基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項別表第一第37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】①番号法第19条第7号別表第二 第57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第31条 【情報提供】①番号法第19条第7号別表第二 第13・16・26・30・47・57・64・65・87・116の項 ②番号法別表第二の主務省令 第10条の3・第12条・第19条・第35条・第36条・第44条・第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
②所属長の役職名	こども青少年局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話: 06-6208-8034 ファックス: 06-6202-6963

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

